

平 29 . 9 . 26  
総 1 1 - 2

# 説明資料

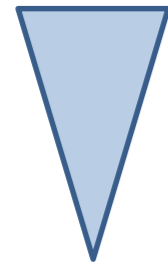
## 〔税務行政の現状と将来像〕

平成29年9月26日（火）  
国 税 庁

# ～国税庁の任務と使命～

## 国税庁の任務 (財務省設置法第19条)

国税庁は、「**内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現**」、「**酒類業の健全な発達**」及び「**税理士業務の適正な運営の確保**」を図ることを任務とする。



- ・国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ（憲法第30条）。
- ・国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという**申告納税制度**を採用（地方税の多くは賦課課税方式）。

## 国税庁の使命 (国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令)

「**納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する**」（第3条《事務の実施基準》）

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現（第4条《準則》一）

- (1) 納税環境の整備
- (2) 適正・公平な税務行政の推進

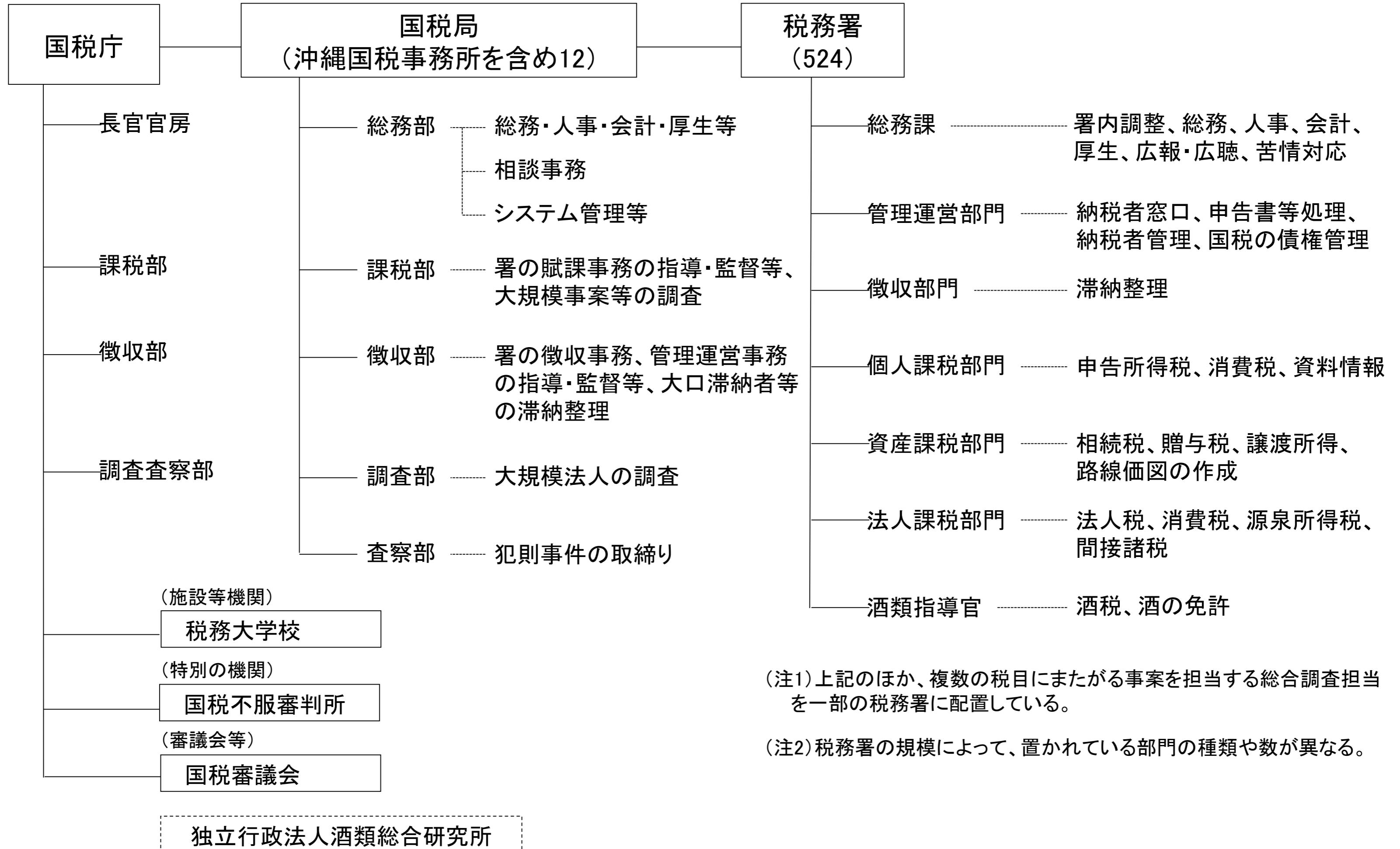
2 酒類業の健全な発達（同条二）

- (1) 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- (2) 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保（同条三）

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

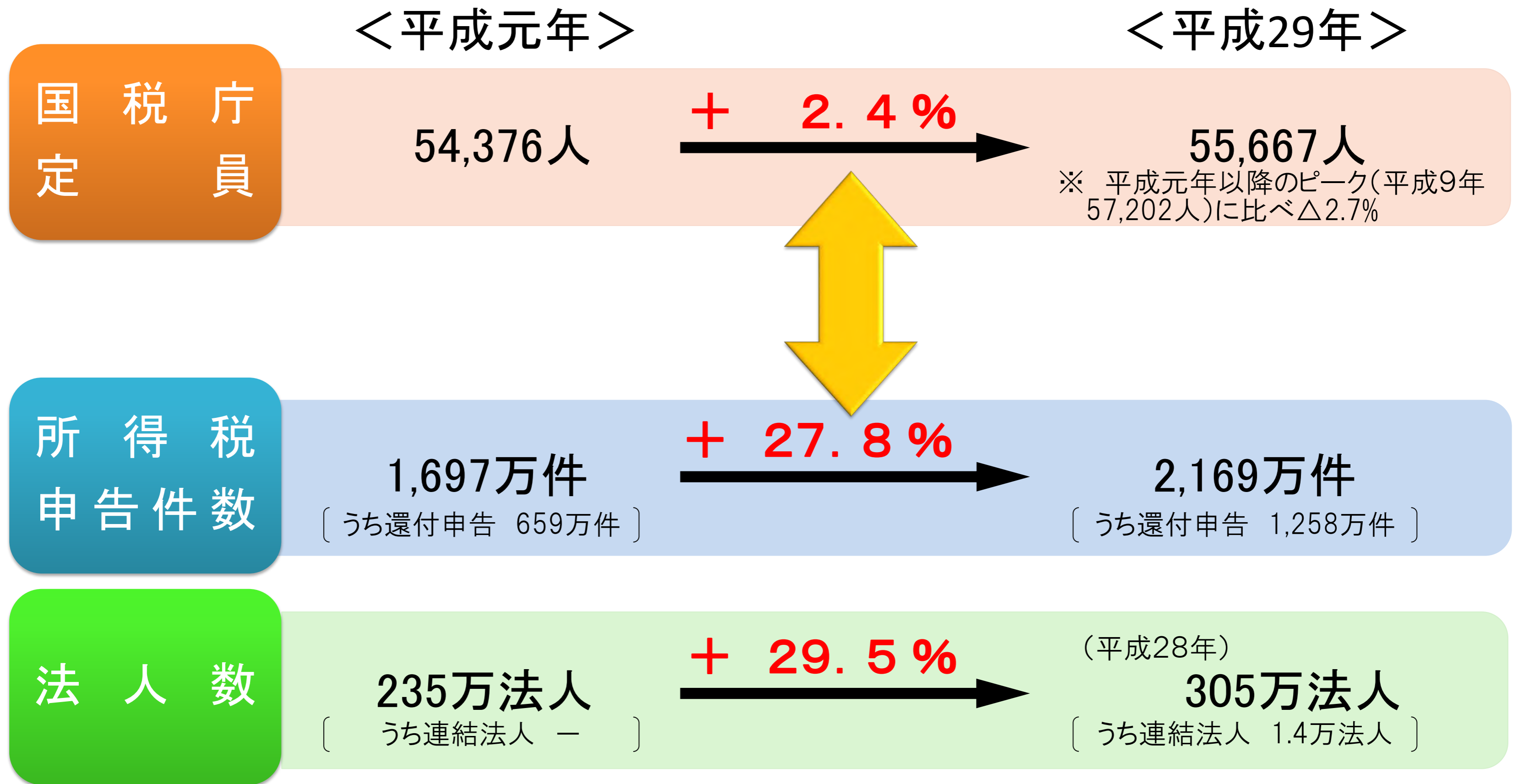
# ～国税庁の機構～



(注1) 上記のほか、複数の税目にまたがる事案を担当する総合調査担当を一部の税務署に配置している。

(注2) 税務署の規模によって、置かれている部門の種類や数が異なる。

# ～定員と申告件数等の状況～

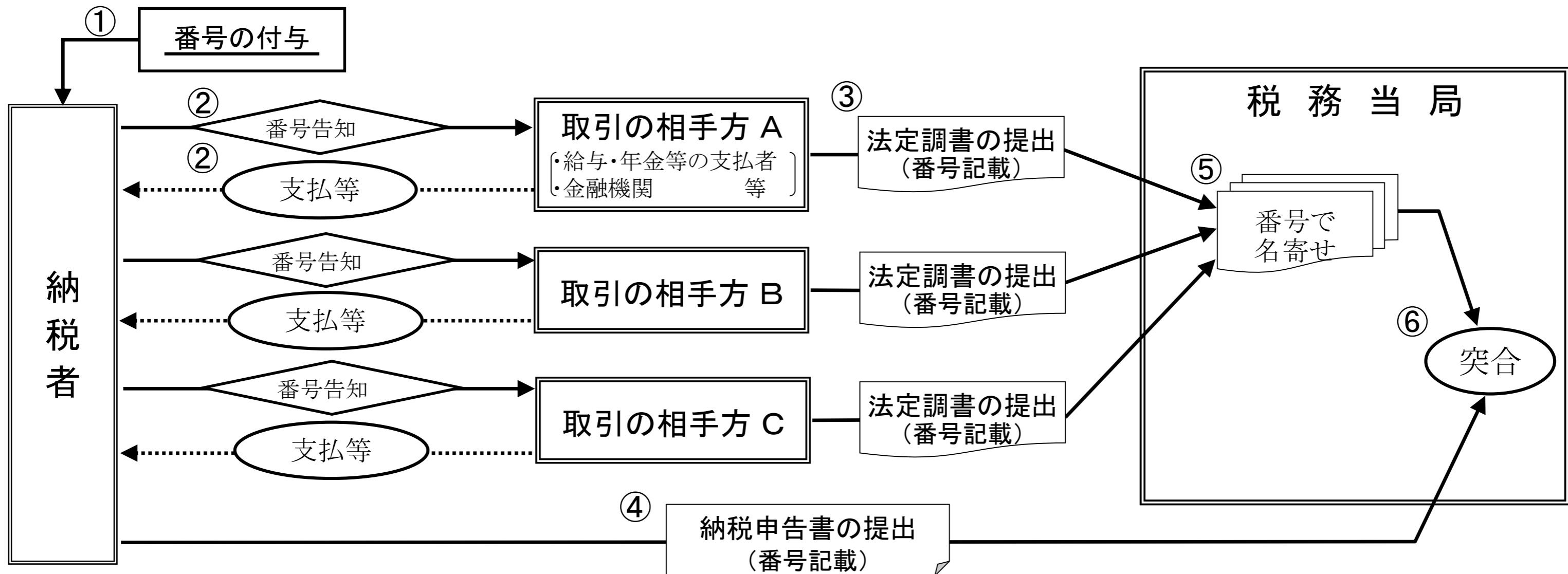


- (注) 1 所得税申告件数・・・平成元年は平成元年分申告、平成29年は平成28年分申告のうち、それぞれ翌年3月末日までに提出された件数  
2 法人数・・・平成元年は平成2年6月末日時点、平成28年は平成28年6月末日時点の法人数(清算中法人を除く。)  
3 連結納税制度は平成14年度に創設。

# 税務行政における番号の利活用①

## ○ 番号を活用した効率的な資料情報の活用

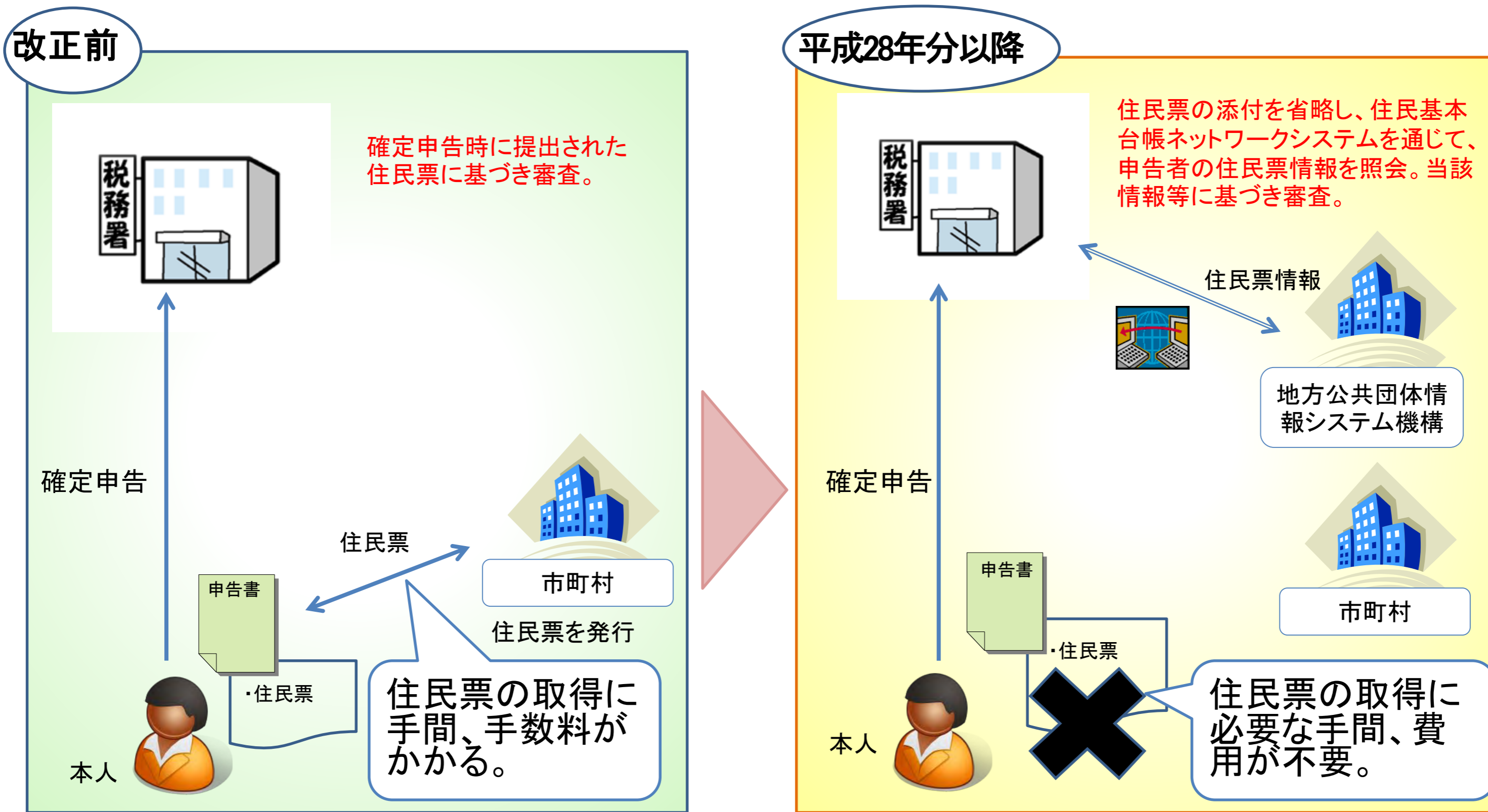
- マイナンバー制度の導入により、法定調書の名寄せや納税申告書との突合がより効率的かつ正確に実施できるようになるため、法定調書により把握が可能な所得について、その把握の正確性が向上することが見込まれる。
- 例えば、転居や改姓した場合でも、番号により正確な名寄せが可能となる。



- 他方、例えば、事業所得や保有資産の把握には限界があり、番号制度導入後も、現行の法定調書だけでは全ての所得を把握することは困難。

# 税務行政における番号の利活用②

## ○ 納税者利便の向上策(確定申告時の添付書類(住民票)の省略)



### 住民票添付省略の対象となる特例

- 【所得税】 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例など
- 【贈与税】 贈与税の配偶者控除、相続時精算課税の選択など
- 【相続税】 小規模宅地等の特例を適用する者のうち、特定居住用宅地等を取得した者

# 法人番号について

国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に13桁の法人番号を指定、通知、公表【平成27年10月より実施】

➤ 法人番号は、広く一般に公表され、個人番号（マイナンバー）と異なり、利用範囲に制約がなく自由に利用可能。

## 法人番号の利活用により

利用者が申請等を行う際の入力事務の簡素化、行政機関における審査事務や情報連携の効率化、国民に対する有用な企業情報の提供が可能となるほか、民間における取引先企業情報の効率的な管理も可能  
(※)平成27年12月、国税庁は国連及びISOに登録し「発番機関コード」を取得  
発番機関コードと法人番号を組み合わせることで、国際的にも、法人番号が唯一無二性を確保した企業コードとして利用可能

## 行政機関における利活用例

### ① 公開情報への法人番号の併記

平成28年1月以降、国・地方公共団体が法人に係る情報（調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等の情報）を公開する際の法人番号の併記を順次実施



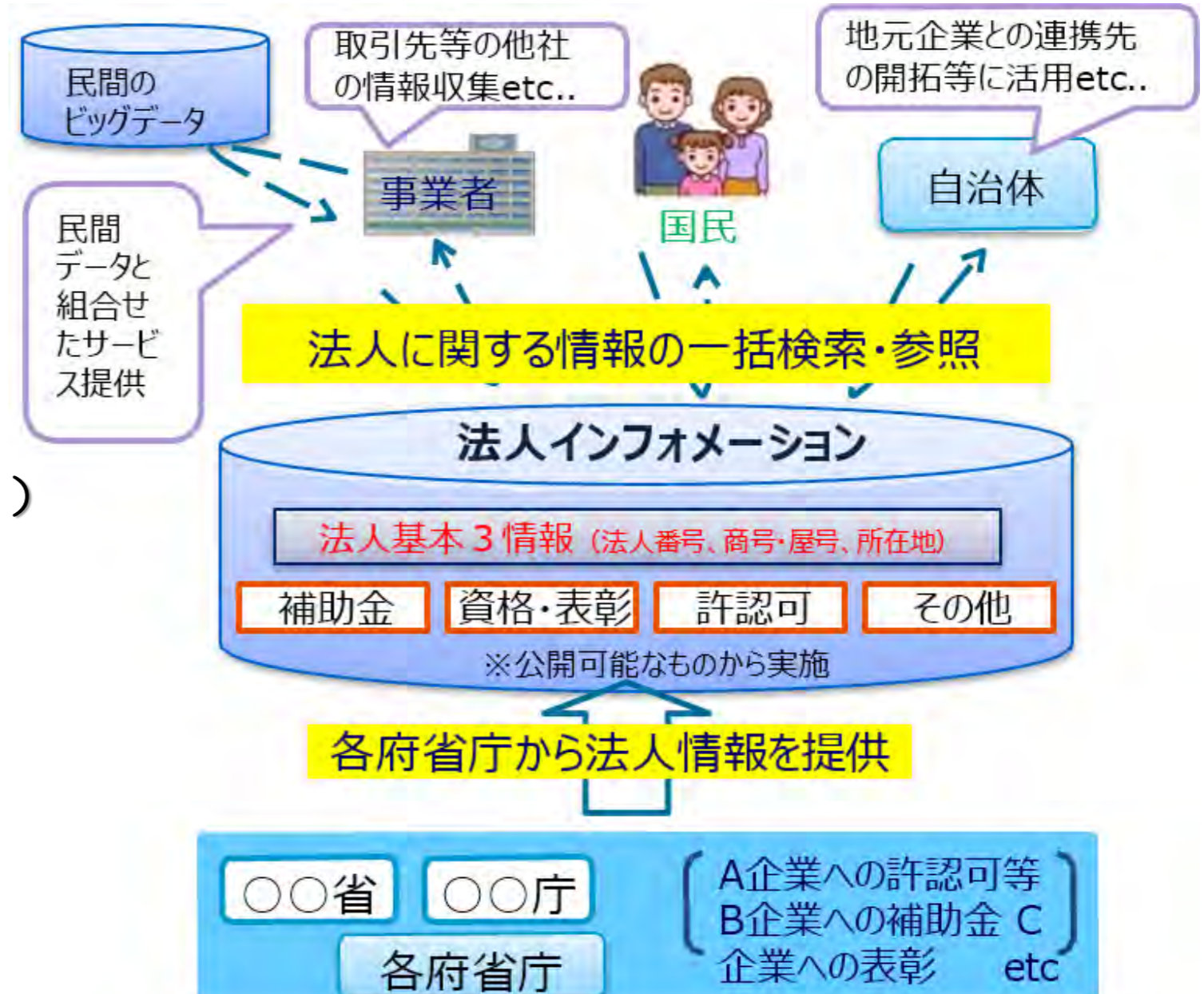
平成30年1月以降、Webページ等で公開する法人情報には法人番号が原則として併記

### ③ 輸出入申告書等の輸出入者符号に法人番号を利用（財務省（税関））

平成29年10月から、輸出入申告書等の輸出入者符号の欄に記載する税関発給コード等が、法人については、法人番号に切り替わる

### ② 法人インフォメーション（経済産業省）

※ 法人番号を利活用し、政府が保有している法人情報による付加価値の創出を推進するために構築され、平成29年1月から運用開始



# ～国税組織の中長期的課題への対応～

## 税務行政の現状

- 国税組織においては、厳しい行財政事情の下で国税庁の任務を適切に遂行するため、これまでも納税者サービスの充実や効果的・効率的な事務運営に取り組んできた。
- しかしながら、国税組織の職員数は減少するとともに、経済取引の国際化やICT化の進展により、外部事務（調査・徴収事務）は複雑・困難化している状況にある。
- また、全国的に小規模化しつつある税務署でも等しく事務を処理するために、限られた人員を分散配置せざるを得ない。

## 中長期的な課題

税務行政を取り巻く経済・社会が変化する中、引き続き、国税庁の任務を適切に遂行するため、ICTやマイナンバーの活用を通じて、より一層納税者の利便性を高めるとともに、内部事務の効率化による外部事務量を確保及びその効率化・高度化を図る必要がある。

## 課題への取組の方向性

- I 納税者の利便性の向上  
ICTやAI技術を活用して、①納税者個々のニーズに合った情報提供、②税務相談の自動化、③申告・納付のデジタル化等を推進し、税務手続きが簡便に完了する環境の構築を目指す。
  - II 調査・徴収事務の効率化・高度化  
ICTやAI技術を活用して、システム上、所得把握を効率的に行う機能や、調査の効率化・重点化に資する機能等の構築を目指す。
- この他、小規模な税務署の内部事務や滞納整理事務について、近隣の税務署等に集中化することにより、事務の効率化や人員配置の最適化を図り、調査・徴収事務量を確保する。

**取組の方向性を「税務行政の将来像」として公表**



# 「税務行政の将来像」 ～ スマート化を目指して～

## 環境の変化

ICT・AIの進展

マイナンバー制度の導入

経済取引のグローバル化

定員の減少と申告の増加

調査・徴収の複雑・困難化

## 検討の目的

納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要。

## 将来像

### スマート税務行政

(ICTの活用による納税者の利便性の向上と事務運営の最適化を通じ、納税者の信頼を確保)



ICT社会への  
的確な対応

税務手続の  
抜本的な  
デジタル化

税務署に  
出向かず簡便  
に手続が完了

納税者の利便性の向上  
(スムーズ・スピーディ)

カスタマイズ型の情報配信

税務相談の自動化

申告・納付のデジタル化の推進

課税・徴収の効率化・高度化  
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

軽微な誤りのオフサイト処理

調査・徴収でのAI活用

重点課題への  
的確な取組

国際的租税回避  
への対応

富裕層に対する  
適正課税の確保

大口・悪質事案  
への対応

情報システムの高度化

内部事務の集中処理

地方公共団体等との連携・協調

※ この将来像は、情報システムの高度化、外部機関の協力を前提として、現時点で考えられるおおむね10年後のイメージを示したものである。その実現に向けては、e-Taxの使い勝手の改善等を通じた申告・納付のデジタル化の推進により、納税者の利便性の向上とともにデータ基盤の充実を図り、AI技術等を取り入れながら、段階的に取り組んでいく。また、情報システムのユーザーとなる納税者のニーズを重視した検討を行っていく。

## 環境の変化

- **ICT・AIの進展**  
近年、ICTやデータ活用技術が著しく進展している。
- **マイナンバー制度の導入**  
マイナンバー制度が導入されるとともに、マイナポータル<sup>(注)</sup>の本格運用が予定されている。
- **経済取引のグローバル化**  
近年、個人投資家の海外投資や企業の海外取引が増加するなど、経済社会がますますグローバル化している。
- **定員の減少と申告の増加**  
厳しい行財政事情により国税職員の定員が減少傾向にある一方、所得税申告件数や法人数等が増加している。
- **調査・徴収の複雑・困難化**  
国際的な租税回避への対応や富裕層に対する適正課税の確保、大口・悪質事案への対応のために、マンパワーを重点的に投入していく必要がある。

## 将来像

- ICT・AIやマイナポータルを活用し、納税者の利便性の向上を図るとともに、課税・徴収事務を効率化・高度化して、事務運営の最適化を進める。 それにより、納税者の信頼を確保する。その際、ICTへの対応に困難を感じる方に配慮するとともに、納税者に信頼されるよう、情報セキュリティを十分に確保する。
- 調査・徴収の複雑・困難化などの環境の変化に適切に対応するため、定員の計画的な確保を図った上で、全体として効率的な資源配分に努め、重点課題（国際的租税回避への対応、富裕層に対する適正課税の確保、大口・悪質事案への対応）への的確な取組を通じて、適正・公平な課税・徴収の実現を図る。
- 「税務行政の将来像」の実現に向け、インフラである情報システムの高度化を進める。
- 内部事務や納税者への行政指導事務については、集中処理による効率化に努める。
- 申告・納付のデジタル化の推進に当たっては、地方公共団体等との連携を進めるとともに、e-Taxの利用促進や租税教育の推進、税知識の普及などに関して、税理士会や関係民間団体との連携・協調を強化していく。  
また、国際的租税回避への対応に当たっては、外国税務当局との連携を強化していく。

(注)マイナポータル：マイナンバー制度の導入に合わせて新たに構築された国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。

平成29年1月より運用を開始。平成29年秋頃に本格運用開始予定。

## 将来像【納税者の利便性の向上】

### カスタマイズ型の情報の配信

- マイナポータルを通じて、納税者個々のニーズにあった税情報をタイムリーに配信  
(例) ・不動産を売却した方に対する申告案内  
・災害発生時に適用可能な税の減免制度のお知らせ

### 税務相談の自動化

- メールやチャットなど多様なチャネルによる相談・回答
- AIを活用した相談内容の分析と最適な回答の自動表示

### 申告・納付のデジタル化の推進

- 確定申告や年末調整に係る情報のマイナポータルへの表示による手続の電子化  
(例) 生命保険料データ、確定申告の医療費通知データ等
- 行政機関間のバックオフィス連携<sup>(注1)</sup>による手続の簡素化（添付書類の削減）
- 国と地方への電子的提出のワンストップ化
- 電子納税等の推進  
(例) ・複数口座からのダイレクト納付<sup>(注2)</sup> ・自動現金領収システムの導入

## 納税者の利便性の向上

申告から納付までの税務手続を抜本的にデジタル化し、税務署に出向かず、スムーズかつスピーディに手続が完了する環境の構築

(注1)バックオフィス連携：地方公共団体を含む各行政機関が保有する情報を行政機関間でやり取りすること。

(注2)ダイレクト納付：税務署へ事前に預貯金口座の届出をすれば、インターネットバンキングを利用しなくても、e-Taxを経由して、即時又は納税者が指定した期日に口座からの振替により納付ができる電子納税の仕組み。

# 将来像【課税・徴収の効率化・高度化】

## 申告内容の自動チェック

- 申告内容と財産所有情報等との自動チェックによる申告漏れ等の迅速な把握
- 不動産取引事例などの各種情報の自動収集による路線価・株価等の自動評定と申告財産の評価額との自動チェック

## 軽微な誤りのオフサイト<sup>(注1)</sup>処理

- 是正が必要な誤り事項等の納税者への自動連絡
- AIを活用したコールセンターの機能強化  
(例) ・ 応答事績の自動作成と分析  
・ 効果の高いコールリスト<sup>(注2)</sup>の自動作成

## 調査・徴収でのAI活用

AIを活用したシステムによる

- 精緻な調査必要度判定、納税者への最適な接触方法と要調査項目の提示
- 納付能力の判定、優先着手滞納事案の選定及び滞納状況等に応じた滞納整理方針の提示
- 滞納者情報と国内外の財産情報等との自動マッチングによる差押財産等の迅速な把握

# 課税・徴収の効率化・高度化

インテリジェント化による事務運営の最適化と重点課題への的確な取組

(注1) オフサイト：現場から離れた場所の意。本資料においては、納税者等に手紙・電子メール等による接触を図ること。

(注2) コールリスト：電話により接触を行う対象者を示した一覧。

# 参考計数

## 【所得税の申告件数（各年分の申告件数）】

	平元	平27	平元との対比
申告件数（万件）	1,697	2,151	+454（約1.3倍）
うち還付（万件）	659	1,247	+588（約1.9倍）

## 【法人数（事務年度末時点）】

	平元	平27	平元との対比
法人数（万法人）	235	305	+70（約1.3倍）

## 【大規模法人数に占める連結法人割合（事務年度末時点）】

	平15	平27	平15（導入時）との対比
連結法人数（法人）	1,678	10,155	+8,477（約6.1倍）
連結法人割合（%）	4.6	32.4	+27.8Pt

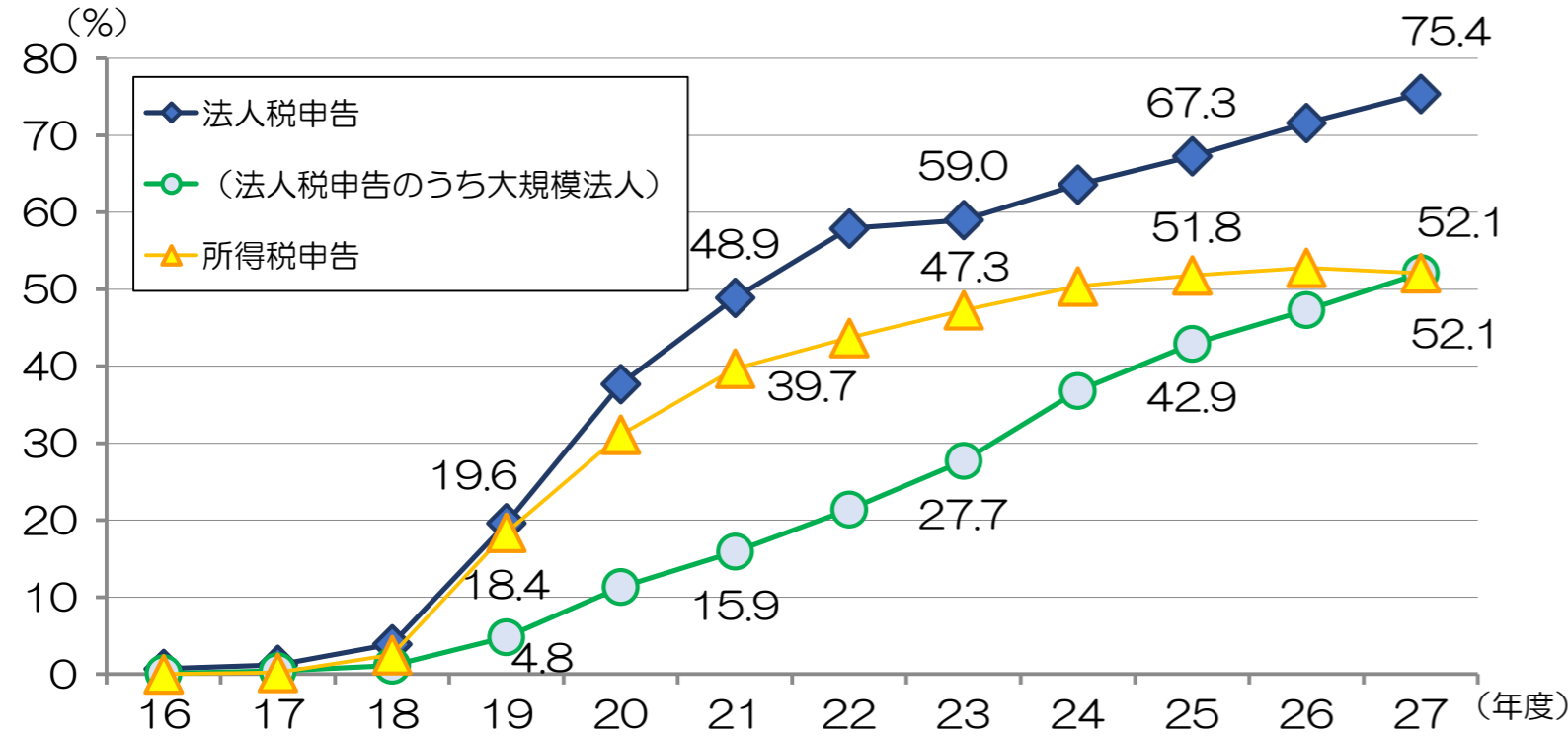
## 【実調率（事務年度）】

	平元	平27	平元との対比
個人実調率（%）	2.3	1.1	△1.2Pt
法人実調率（%）	8.5	3.1	△5.4Pt

※1 「個人実調率」は、実地調査（20年分以降は実地着眼調査を含む。）の件数を、税額のある申告を行った納税者数で除したものの。  
 2 「法人実調率」は、実地調査の件数を決算期が到来した法人数で除したものの。

## 【e-Taxの利用率の推移（会計年度）】

○ 平成16年6月から全国で運用を開始



※1 事務年度とは、7月から翌年の6月末までの期間をいう。  
 2 本資料において、大規模法人とは、原則として資本金額が1億円以上の法人をいう。

## 【定員数（会計年度）】

	平9	平28	平9（ピーク時）との対比
定員数（人）	57,202	55,666	△1,536（約2.7%減）

## 【国外財産調書の提出件数（各年分の提出件数）】

	平25	平27	平25（導入時）との対比
国外財産調書（件）	5,539	8,893	+3,354（約1.6倍）
財産総額（億円）	25,142	31,643	+6,501（約1.3倍）

## 【申告所得税の所得金額が1億円超の者数（各年分の申告人数）】

	平18	平27	10年前との対比
所得金額1億円超（人）	16,674	19,234	+2,560（約1.2倍）

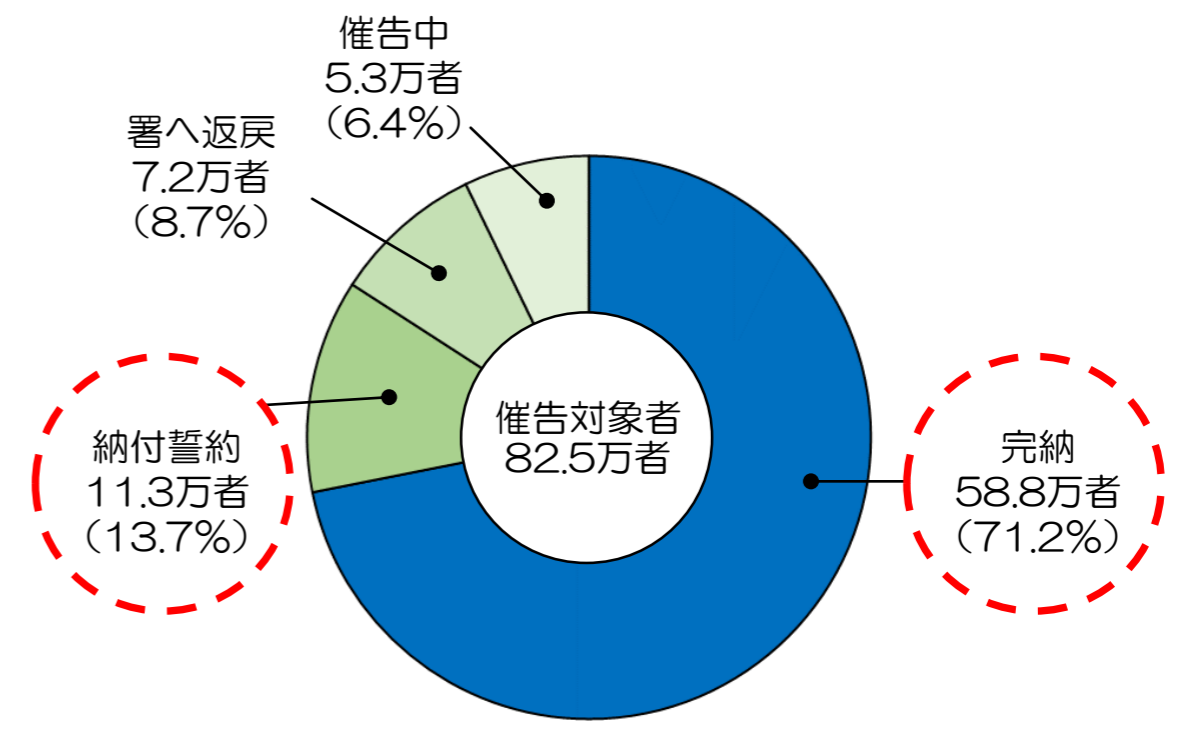
## 【相続税の課税価格が1億円超の者数（各年分の申告人数）】

	平18	平27	10年前との対比
課税価格1億円超（人）	35,723	42,805	+7,082（約1.2倍）

※ 上記の人数は、相続税額のある申告書に係るものである。

## 【納税コールセンターでの滞納整理状況（平成27年7月～平成28年6月）】

○ 納税コールセンターの集中催告により、全体の8割が完納・納付誓約



## これまでの主な取組

～平成14      平成15～      平成20～      平成25～現在

### 納税者等の 利便性の向上

- 国税庁ホームページでの「確定申告書等作成コーナー」の導入（14年～）
- 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の導入（16年～）
- インターネット公売の開始（19年～）
- コンビニ納付の導入（20年～）
- 税務署窓口のワンストップ化（21年～）
- ダイレクト納付の導入（21年～）
- インターネットを利用したクレジットカード納付の導入
- マイナポータルとe-Taxの認証連携の開始（29年～）
- 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化

### 事務処理の 効率化・高度化

- OKSK（国税総合管理）システムの導入（試行開始7年～、全国導入13年～）
- マイナンバー・法人番号の導入と利活用の開始（27年～）
- 地方税当局からの所得税申告等データの引受（29年～）

### 集中処理センター の設置等

- 納税コールセンターの設置（14年～）
- 電話相談センターの設置（17年～）
- 内部事務処理の一元化〈管理運営部門の創設〉（21年～）
- 源泉事務集中処理センターの設置（22年～）
- 内部事務処理の集中化（試行開始27年～）

## 地方公共団体・関係民間団体等との連携・協調

### （税理士会・関係民間団体）

- 租税教育の推進
- 書面添付制度の推進
- 税知識の普及・啓発活動
- e-Taxの利用促進
- 税務コンプライアンス向上のための自主的な取組の推進

### （地方公共団体・他省庁）

- 地方税当局で作成された所得税申告等のデータ引受
- 申告情報等の地方税当局へのデータ引継
- 地方税当局からの扶養是正データ等の引受
- 他の行政機関からの法人番号付事業者データの入手

### （外国税務当局）

- 租税条約等に基づく情報交換
- CRSによる金融口座情報の自動的交換（平成30年9月までに初回交換）
- 多国籍企業情報（国別報告事項）の交換（平成30年9月までに初回交換）
- 徴収共助制度を活用した租税の徴収
- 相互協議の促進

### （金融機関）

- マイナンバー・法人番号付預貯金情報の照会・入手（平成30年1月から預貯金口座に付番開始）